

高齢者が相互に支え合う意義 —要援護高齢者の力を活かす場づくり—

Significance of Mutual Aid: Establishing Environments That Utilize
the Power of Those Elderly Who Need Care

佐藤 陽

Akira SATO

要 旨

2014年介護保険法改正は、地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組むことが目標とされ、在宅介護の充実と重度者への支援が中心になった。要支援者については自治体ごとに地域支援事業に移行させることになった。こうしたシステム構築に地域住民等による互助の力が期待されており、地域福祉推進を基軸とする地域包括ケアシステム構築に向けた新たな地域づくりが求められている。後期高齢者人口が増大する2025年問題を視野に、高齢者が支えられる存在としてだけではなく、支え手になり得る双方向性を意識的に捉え、要支援等の要援護高齢者のもつ「弱さの力」¹⁾を活かし、相互に支え合う意義を明らかにして、その力が活かせる場づくりの検討を試みた。

I 未曾有の超高齢社会を生きる—社会的孤立を恒常化させないために—

我が国は、2014年に平均寿命が男性80.50歳、女性86.83歳になった。しかし、合計特殊出生率は1.42人と低水準のままであり、2025年には社会保障を担う現役世代人口が1割減少し、65歳以上人口は総人口の30.3%になる。団塊世代が要介護度の高まる75歳以上の後期高齢者になり、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上が470万人に増加すると見られている。更に10年後には約4割の高齢者が単身世帯になると予測される。高齢者ケアのニーズは増大し、医療費や介護費の支出は増加し続け、保険料引き上げも限界になりかねない。

社会格差が広がり支え合う仕組みが脆弱化し、現代はそれを補う家庭や地域の力も低下する超高齢社会になり、生きがいの低下、老老（認認）介護、消費者被害、高齢者の犯罪、孤立死等が深刻化しつつある。今後、単身世帯が増大し、定年後、高齢夫婦が単身期間が長くなり、子どもが親を支える期間も長期化する少産少死の時代を迎える。家族の支えのない単身で高齢化が進む社会において、社会的孤立

のまま死に至ることが恒常化しかねない。高齢者問題は、深刻な社会問題として国民全体で受けとめる必要に迫られている。

高齢社会白書（2011）では、高齢者の見守りと居場所づくり、社会活動（ボランティア）の促進と高齢者自身が地域の支え手になる必要性を示した。2014年介護保険法改正に伴い、2015年「介護予防・日常生活支援総合事業（以下2015年からの事業は「新しい総合事業」と記す）」を新たな契機に、高齢者自身が主体となり、生きがいと社会参加の一形態として社会活動に参画することが求められる。高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた地域で暮らし続けるには、いかなる状態でも社会参加の機会があり、生きがいをもてるように配慮することが欠かせない。

そのためには、高齢者を単に「支えられる側」から捉えるだけでなく、「支える側」からも捉え直し、双方向性を見方を一般化する必要がある。「国際生活機能分類 [International Classification of Functioning, Disability and Health : ICF]（以下ICFと記す）」の視点から要援護高齢者²⁾をサービスの受益者とする支援対象という受けとめ方だけではなく、その人のもつ力（エンパワメント）に着目し主体と捉え、家族や近隣等の関係者は本人の主体性を支える姿勢が必要になる。

社会福祉学研究は、理論とともに実践による検証が必要な学問であり、臨床の知³⁾に依拠し、本論は、先述した問題意識と仮説をもとに、要援護高齢者に視点をあて、基軸となる高齢者が相互に支え合う意義を明らかにし、要援護高齢者が同世代との支え合いだけでなく、多様な世代の地域住民と相互に学び合い支え合う、双方向性の視点から新たな地域づくりに向けた具体的な場づくりについて検討する。

II 地域包括ケアシステムの構築を支える地域福祉の推進

1. 地域包括ケアシステムの構築に向けて

厚生労働省は超高齢社会に向けて、高齢者が尊厳を保ちながら、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が日常生活の場で一体的に提供できる地域体制として「地域包括ケアシステム構築」を本格的に推進しはじめている。2011年介護保険法改正第5条3項にその構築を「国と地方公共団体」の役割と明記した。しかし、2013年「地域包括ケア研究会」は、少子高齢化と財政状況により公助、共助に大幅な拡充は期待できないため、「互助」の役割が大きくなり、その促進が必要になると期待した⁴⁾。

重度者を重点対象に、在宅で介護できるシステム強化を図る今回の介護保険法改正は、元気な高齢者と要支援・要介護になりかねない二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じ、参加者や通いの場が継続的に拡大することで安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するとしている。「新しい総合事業」により、「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、移行期間を経て介護予防給付の一部を市町村が実施主体になる。要支援者に対し新たな地域支援事業として、「互助」活動の充実に向け、全国自治体は2017年度末までに既存の専門的なサービスだけでなく、従来の地域福祉活動実践を含め、NPOやボランティア、民間企業等の地域の多様な主体を活用して生活支援サービスによる高齢者支援を促進しなければならない。

高齢者は、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、高齢者が支え手に回ることもあり、必要なサービスを利用しながら地域とのつながりを維持し、高齢者の社会参加を促進し、見守り、配食、外出支援やゴミ出し、サロン、運動教室等の介護予防・生活支援の充実を図る。そして国は、能

力に応じた柔軟な支援により介護サービスからの自立意欲の向上を図り、多様なニーズに対するサービスの拡がりにより在宅生活の安心確保（サービスの充実）と、住民主体のサービス利用の拡充や、認定に至らない高齢者の増加や重度化予防の推進（費用の効率化）になるとしている。

2. 地域福祉の展開を活かす

こうした国の動きを受け、助け合い活動を実施してきた非営利14団体⁵⁾が「新地域支援構想会議」(2014)を発足し基本的な考え方をまとめた。新たな地域支援事業は、介護サービスによる高齢者の自立支援の取り組みや家事援助にとどまらず、高齢者と地域社会との関係の回復・維持の働きかけの仕組みを位置づけることがポイントと指摘している。高齢者自身も意識変革し、自らの生活を豊かに自分らしく送るために地域との繋がりを持ち、可能な範囲で助け合い活動に参画して、そのことがいきいきとした生活に繋がるようにする。この取り組みは要支援等の高齢者のみに限定せず、子ども、障害者も含め、支援を必要とする全ての住民、要介護高齢者、広く支援を要する高齢者にも対応する。そして、多様な担い手、自治体、そして高齢者等要援助者自身も含め、幅広い関係者が意欲的に参加し連携する生活圏域等で重層的にネットワークづくりを進めることが必要とされている。この考えは地域福祉の推進に共通し、平野隆之（2014）は、高齢者福祉の再構築を地域福祉の強化により実施するとしている⁶⁾。

厚生労働省は、こうした支え合いの仕組みに向けて、社会的に孤立状態にある人に対し、社会の一員として包み支え合うソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の理念（2000年）を促進⁷⁾し、公的福祉サービスだけでは対応しきれない多様な生活課題に対応するため、住民と行政の協働による「新たな支え合い（共助）」の確立（2008）に取り組んでいる⁸⁾。地域住民の繋がりや再構築と、福祉圏域の重層的な設定による支え合う体制づくりの実現を目指し、地域包括ケアシステムの基盤となる生活支援・介護予防を進める地域づくりを推進している。具体的推進事業として「悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり」を基本理念とする地域福祉推進市町村指定モデル事業「安心生活創造事業」がある。同事業成果報告書（2012）は、見守り・買い物支援を基盤支援として、ニーズ把握、支援体制づくり、自主財源確保の必要性や「介護予防・日常生活支援総合事業」との連携の可能性を示した。そして、要援護者の社会参加・自己実現できる仕組みづくりとして「見守り見守られる双方向型の支援システム」の重要性を指摘した。要援護者は、支援を受けるだけでなく、何らかの取組みに社会参加し自己実現していくことが重要とした。

3. 双方向性の支え合いに向けて

これからは要援護者が自己実現できる地域づくりの視点が不可欠である。前述のモデル事業を踏まえた安心生活基盤構築事業は、抜け漏れのない支援実施事業として、暮らしの基本となる買い物支援等、生活支援サービスやサロン等の居場所づくりを、福祉として提供する側面だけではなく、社会との繋がりを認識できる場（社会参加の場）の提供も含めた、双方向（状況によって支援を提供する側にもなり、支援を受ける側にもなる）の支援を、抜け漏れのない実態把握による住民ニーズに基づき実施するとしている。つまり、高齢者のみならず、子ども、障害のある人等を含む多様な世代が混在する地域において、多様性に基づく双方向性の支え合いを可能とすることが重要である。

大橋謙策（2014）は、安心生活創造事業をとおして、従来の地域支え合いではなく、「ケアリングコミュニティ」として、意識的に活動する住民による新しい地域づくり⁹⁾の必要性を述べている。原田正樹（2014）は、このケアリングコミュニティを「共に生き、相互に支え合うことができる地域」として構成要件の整理¹⁰⁾を試みている。また、共に支え合う仕組みの構築については上野谷加代子（2009）が、住民の助け助けられ¹¹⁾に着目し、妻鹿ふみ子（2014）は、コミュニティアニズムの視点から支え

合い¹²⁾を論じている。

住民の支え合いとともに高齢者を支える実践や、介護予防も含め元気な高齢者による支え合いに関する先行研究は多い。また、高齢者の社会参加に関する研究が行われ、人と社会との繋がりを豊かにもつ社会参加の有効性が先行研究から分かっている。しかし、支え合いの必要性は指摘されるようになったが、要援護高齢者を主体とする社会活動の実態把握は見られず、有用性に関する研究は始まったばかりといえる¹³⁾。

これまでの地域福祉の推進を踏まえ地域包括ケアシステムの構築は、今後10年で具体化する早急の課題になっている。この新たな推進には、健常者から捉える支え合いではなく、要援護高齢者が主体的に社会参加できるように、周りは本人の出来ることを支える視点から双方向性で捉える。

Ⅲ 地域で暮らし続けるための居場所づくりの必要性

1. 社会的孤立を防ぐための場づくり

高齢者が相互に支え合えるようにするためには、それを支える専門職やNPO・ボランティアや住民等の多様な関わりも重要になる。今日、高齢者福祉の現場では、支援を拒否する人、それはセルフネグレクトになりかねない問題として散見する。こうした中には、すでに社会的孤立状態にある人も少なくない。そのような高齢者は、情報を得る機会が乏しく、サロン等の交流の場にも自ら望んでは来ない。「支援される」ことを頑なに拒みがちになる。

要援護高齢者が、社会から孤立することを防ぎ、尊厳を保ちながら自立生活が続けられるようにするためには、問題が深刻化する前の早期発見・対応である。近隣と関わりの少ない高齢者は、配偶者を主とする家族との別離を契機に孤立が進むことが少なくない。こうした問題に対し、地区社会福祉協議会、福祉委員（協力員）活動、小地域ネットワーク、民生委員活動等による見守り活動がある。今日では、こうした互助活動をNPO法人化して見守り隊（三郷市事例）等の支援活動により、早期発見・対処し、機動力を高め安定的に在宅生活を継続させる試みも見られる。

このように孤立する前に対処することが望ましいが、ゴミ屋敷や近隣トラブル等で深刻化した実態が露呈して発見されることもある。そのような時は、専門職は近隣の人たちを困らせている人と一方的に断定しないように配慮する。その人の立場になり、気持ちに寄り添い、心境を受けとめ、快適に暮らすための環境整備の理解を徐々にしてもらい、自ら改善を望むよう応援し支える。つまり、尊厳を保ち、対等な立場で身近に継続的な関わりが必要である。それは専門職の関与が重要だが、それだけでは担いきれず、友人・知人や同じ近隣住民等の協力を引き出すことが欠かせない。近隣関係がある地域では、こうした諸問題を様々な立場の人が関与し、時間経過とともに解決してきた。しかし、近隣関係が希薄化した今日、地域で暮らし続けていけるためには、浦（2014）¹⁴⁾が指摘するように「支え、支えられる」関係性を居場所づくり等で意図的に作っていく必要がある。

2. 支え合いを基軸とする地域福祉の「共助」を地域包括ケアの「互助」に活かす

今回の介護保険法改正においては、多様な主体が生活支援サービスに取り組むだけでなく、主に元気な高齢者を生活支援サービスの担い手として社会参加することで、社会的役割をもち、生きがいや介護予防になると期待している。そしてこの高齢者同士の相互扶助の視点は、元気な高齢者が一方的な支え手になるだけでなく、今日社会問題化している社会的に孤立する要援護高齢者にこそ必要と本論は捉える。疎外されがちな要援護高齢者こそ「支えられる側」だけでなく、「支える側」にもなり、生きがい

をもつ主体になれるように、地域で相互に支え合う場づくりが必要である。

筆者は「支え合い」について、人間を関係性における存在と示したブーバー（1961, 1978）¹⁵⁾に準拠し、更に検証した結果、相互扶助は人間社会において支配と抑圧を生み出しかねないことに留意しながら、自他の分離しえない関係性¹⁶⁾を基軸とし、利他性に主眼を置きつつ、利己性との表裏関係を前提に人間の関係性は、様々な課題解決に向けて、互いに支え支えられる双方向性のものと捉えている¹⁷⁾。

地域福祉は、誰もが住み慣れたところで安心して暮らし続けられるよう社会と繋がり、様々なことに参加できるようにすることを大切（社会福祉法第4条）に、支え、支えられる双方向性の関係（相互扶助）を長年促進してきている。それは地域包括ケアシステムの基盤となり、生活支援・介護予防を具体的に進める地域づくりにつながる推進に取り組んできたといえる。

埼玉県は地域福祉支援計画を踏まえ、共助社会づくり課が、高齢者等の日常生活の安心確保、元気な高齢者の介護予防、地域経済の活性化の3つをメリットとして、「地域支え合いの仕組み」を2016年1月現在62市町村で取り組んでいる。高齢者の支え合いとして、元気な高齢者等が援助を必要とする高齢者のちょっとした用事を手伝い、協力した対価を商店街で使用出来る商品券にしている。この住民参加型在宅福祉サービスの仕組みを地域で普及させ共助社会づくりを促進している。こうした地域福祉で取り組まれてきた「共助」の実践が、「新しい総合事業」で更に「互助」として促進されることになる¹⁸⁾。

全国の市区町村社会福祉協議会で促進されてきた「ふれあい・いきいきサロン」は、介護予防や閉じこもり防止にも繋がるが、比較的元気な高齢者の仲間づくりの場として全国的に普及している。先駆的コミュニティカフェの実践として知られる新潟県「地域の茶の間」は、高齢者が子ども達に書道を教え、世代間交流も可能な様々な人が自由に集い、相互の支え合いの関係づくりを創出してきた。認知症カフェでは、利用者主体で家族同士の関係づくりや地域の人との関係も生んでいる。富山県で先駆的に促進された共生デイサービスは、高齢者、障害者、子どもと関わり、それぞれに場の中で役割がある。このように双方向性が萌芽する社会的な場、居場所づくりが実践されている。

直接的な生活支援等とともに、高齢者が相互に支え合えるよう自己実現できる地域づくりのためには、人と人、人と社会の繋がりを紡ぎ、人としての生きがいを得られる場と空間の創出が必要である。社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPO、ボランティア、自治会等は、前述したようなサロン活動、コミュニティカフェや認知症カフェ、宅老所等の小規模多機能型サービス等により、社会的な居場所づくりを展開している。今後の地域包括ケアに向けた展開として、要援護高齢者が地域社会の中に自らの居場所を見つけ、自己実現を可能とする新しい地域づくりが重要になる。

3. 場の効果と互助を全てサービス化しない日常的繋がりへの継続性

こうした社会的居場所づくりの先行実践を検証した場¹⁹⁾の効果として、①顔見知りが増え、人との繋がりができることで、見守り・声かけに繋がる。②福祉や介護等の関係者、町内会・自治会、商店街、学校等地域の社会資源と繋がりができる。③生活に関することなど様々な情報が得られる。④気軽に相談に応じられるよう仲介者がいれば、必要によって専門職の支援に繋がられる。⑤互いの存在を認め合い、支え合う姿勢が育まれる。この場によって介護予防、引きこもりや孤立死の予防、防災・防犯に繋がる。これからの介護予防として住民運営の通りの場の充実が求められ、その促進がますます期待されている。

しかし、その際に留意すべきは、先述した2013年「地域包括ケア研究会」において、市町村が互助を含む地域資源をシステム化して地域包括ケアシステムに組み込むと、「新しい総合事業」も開始されているが、全ての互助がサービスとしてシステム化され、住民同士の支え合いとして無償の活動だったも

のを有償化することが妥当か否かという点である。筆者の経験知として、小地域福祉活動の推進に長年従事してきたが、住民は近隣の知り合いの困りごとを手伝っており、ボランティアやサービス提供者という認識はない。その営みは、生活援助だけでなく身体介護やリハビリといえる関わりもあった。しかし、こうした住民も、福祉・介護の制度やサービスが介入すると安心し、従来の自発的な相互扶助活動は止めてしまうことが多かった。つまり、住民同士が支え合うには、関わる高齢者の心身状態の変化が気になり、専門職に繋ぐべきかどうか判断に迷う際、全てを制度やサービスに繋げようとせず、個々の負担を配慮しつつ身近な支え合いで、可能な範囲は継続性を確保することが在宅生活を支えるには大切といえる。サービスが地域の人との日常的な繋がりを断ち切りかねないことを認識しておく必要がある。こうしたアセスメントについては、新たに配置された「生活支援コーディネーター」等の専門職の役割が欠かせない。こうした点も踏まえながら、地域で暮らし続けるために相互に支え合う関係づくりの場と空間を身近な生活環境に創出する。

IV 要援護高齢者の力を活かす一互いの存在を与えあう関係一

1. よりよく生きるためのケアにおける双方向性の重要性

高齢者は誰もがケアを必要としているわけではない。またケアを必要とする高齢者も、要支援の状態から自立の状態に行きつ戻りつすることも多く、介護保険の要支援・要介護認定者として生きているのではない。これまで検証してきたように、要援護高齢者を「支えられる人」と判断能力の低下により庇護する視点だけでなく、ICFの視点から高齢者を能動的に捉える必要がある。そして、当事者主権を意味するエンパワメントの重要性を強調したアマルティア・センの人間観に準拠して要援護高齢者を捉える²⁰⁾。

「ケア」について、ソクラテスは魂のケア²¹⁾を「よく生きるように努めること」と捉えていた。「ケアの本質」においてメイヤロフ(1987)²²⁾は、ブーバーの影響も受けており、自己の延長上に他者を内包する関係性があり、一人の人格をケアすることは、その人が成長すること、自己実現することを助けることであるとし、他の人々をケアすることを通して、他の人々に役立つことによって、その人は自分の「生」の真の意味を生きているとしている。そしてそれは、ケアする人、される人の双方を成長発展させる関係といえる。金子(1992)²³⁾は、援助行動が必ずしも一方的なものではなく、その支えられる側の人から逆に力をもらうことがあると、メイヤロフと共通する双方向性を指摘している。

本論は、ケアを必要とする人が増大し得る近未来を想定し、要援護高齢者のもつ力に着目し、こうした支え合いの知見をもとに、「ケアされる存在」として捉えるのではなく、双方向性の支え合い、つまり「ケアする、される」関係性の中で人間としての尊厳をまもり、よりよく生きるために自己実現を図ることが重要と捉える。そして特に主眼を置くべき点は、「ケアされる存在」とされてきた要援護高齢者、いわゆるニーズの帰属する主体としての当事者性²⁴⁾である。

岡本(1981)²⁵⁾は、当事者性(障害者、高齢者)と第三者性(ボランティア)として相互の関わり的重要性を指摘している。当事者のもつ問題解決欲求が顕在化して解決のための共同の場に持ち込まれ、それに対してボランティアは自分の時間、能力、知識、技術など援助的欲求をもって共同の場に提供する。この出会いの場になり、人間的信頼、連帯意識を基盤につくられるのが共同の場である。当事者の中にある潜在的第三者性が社会化し、一方のボランティアの中にある潜在的当事者性が社会化して共通の課題認識に転化し、「社会性をもった当事者」と「当事者性をもったボランティア」が、矛盾を

内に秘めながら人間として共感しつつ、協働して問題の社会的解決に向かい得るとしている。つまり、相互に自立に向けて互いに与え合いながら支え合っていく。

この「当事者性と第三者性の関係」は、人間が関係性における存在であるとしたブーバー（1978）の「我—汝（Ich—Du）、我—それ（Ich—Es）」²⁶⁾の双方を切り離せない一方だけでは成り立たない関係性の世界と繋がる。そして、「共同の場」とは、ブーバーが、相互の他者性を認め、尊重し、私が他者を包み込み、また他者によって包み込まれている「間という場」で他者に誠実に生きることで人間になる²⁷⁾に繋がる。

これまでの検討を踏まえ、当事者性、第三者性からそれぞれケアし、相互に他者に与えあうことで、自分以外の他の人をケアする場の中にあることを可能にする。そして、両者間の交渉と相互作用の過程を通して新たなニーズを表出させ、その問題解決に向けて行動するように双方の「生」を成長させ得る。この時、要援護高齢者は当事者でもあり、他の要援護高齢者等を支える存在にもなり得る。これが本論における相互に支え合うための双方向性の意義である。

2. 双方向性の支え合いとは「互いの存在を与え合う」こと—実践事例を踏まえて—

人は誰でも多少の違いはあれ何らかの弱さを抱えながら生きている。相互扶助がなされていた地域社会においては、弱さを補う近隣関係による支え合いが機能し、個人の弱さは社会によって補われてきた。しかし、支え合う地域の仕組みが弱体化した今、個人的な弱さは、地域社会の弱さに比例し、社会的孤立の問題は深刻化している。

措置制度から介護保険導入による受益者負担となり、当事者意識が育まれ、認知症当事者団体が発足した。京都府は「支えられる側」という考え方をやめ、認知症の人が認知症に関する政策を評価する試みに取り組み、それは国家戦略の柱の1つ「認知症の人やその家族の視点の重視」に繋がった。障害者の当事者運動のような展開は、高齢者において見られなかったが、近年、若年認知症や初期の認知症の方によるものから、当事者としての主体性が萌芽しはじめている。

筆者の社会福祉現場での経験知として、単身高齢者の当事者組織の運営と各関係機関との連携を支援し、施設づくりや社会サービス化へのソーシャルアクションがある。個々のメンバーは、単身高齢者が安心して暮らせる地域にしたいと、積極的に行動され、会の中に小グループが生まれ、自助グループに近い相互に支え合うボランティア活動があったが、専門職が関与しない自立運営には至らなかった。しかし、その当事者組織を老人福祉分野のボランティア連絡会が支え、首長をはじめ行政関係者や議員と高齢者問題に関する連絡会を立ち上げ、次第に要望が施策化されるようになった。当事者組織のメンバーの一人ひとりの力は弱く、要援護高齢者に見られたものの、誰もが自分の暮らす社会を良くするための一助となり、当事者組織のメンバーとして社会に役立っていることを自負していた。そして、ホームヘルプサービス等を利用しながら仲間同士でも支え合い、運動により設立した施設を活用しながらイキイキと過ごされていた。こうした活動の下支えをしていた老人福祉分野のボランティアの1人ひとりには、支援しているつもりが、高齢者の「弱さの力」に巻き込まれ、人生の先輩である高齢者から大きな力をもらい、双方の力が相互作用してソーシャルアクションに繋がったといえる。こうした営みから社会的有用感を生み自尊感情を高めることが、要援護高齢者の健康維持と増進に繋がり、前節で述べた相互に支え合う双方向性の実際を意味すると捉える。

つまり、要援護高齢者が主体となり自らのもつ力を生かすためには、その人の「人や社会に役立ちたい」という欲求を生かせる社会の担い手としての機会や場をつくる必要がある。浦（2014）は、高齢者はサポートを受けるだけの立場になることで、人は心身の健康を損ないがちになることを指摘してい

る。そして、「支えられる」側だけになりたくないという気持ちを尊重し、利用者とサービス提供者の関係ではなく、「互いに人の役に立とうとする気持ちを引き出し合える、支え、支えられるお互い様の関係でいられる」ようにすることが必要と述べている。そして、浦（2010）は、高齢者予備軍をボランティアな担い手と想定し、繋がりがネットワークで組織化され、社会貢献活動をすれば、地域問題の解決のみならず、活動する本人の孤立予防等に役立つと指摘した²⁸⁾。

公益社団法人「認知症の人と家族の会」は、介護保険制度に対し利用者本位の制度にするよう提言し、仕事の継続や社会参加を支援する施策や地域の資源づくりの必要性を以前から発信してきた。同会の第30回全国研究集会（2014）に若年認知症本人として登壇された前田氏は、自らの病気を当初から公表し、職場の理解を得て仕事内容を見直し、これまで社会活動として続けてきたスポーツボランティアも周囲の理解と協力で継続していたが、就労当初から一緒だった先輩世代が退職した後、本人も仕事を中途退職した際は機能低下が生じた。しかし、その後、デイサービスや認知症カフェでボランティアなど積極的社会参加により、社会的役割をもち、他者から必要とされる存在であることが生きがいになり、認知機能も回復した。こうした病気の公表と周囲の理解と協力のもとで働くこと、社会参加することから、様々な人と接することが機能低下を抑え、認知症の進行が止まっている。主治医の弘前大学大学院東海林幹夫先生もドリルより人と会話をしながら取り組む社会参加の有用性を認めている²⁹⁾。筆者の要援護高齢者の社会参加に関する探索的事例研究の一環とした聞き取り（6事例）においても、80代で虚弱なため支援も受けるが、話し相手にはなれると個人ボランティアに参加し、人に役立てる喜びが生きがいと元気になる等、社会参加が有効であることを確認している³⁰⁾。その後のリサーチにおいても、特別養護老人ホームの書道ボランティア講師が、入居者で書道講師だった認知症の方に教える手伝いを依頼したことが、本人のやりがいに繋がり、生きがいになった。また、サービス付き高齢者住宅においても、食事のための共有の場で、自然に配膳や湯茶入れ等互いの出来ることをするようになり、支え合いが育まれた例もあった。

要援護高齢者として生かされる存在ではなく、生きる主体として自分もつ力（「弱さの力」）を人に生かす。支援するつもりの人（専門職やボランティア等）が、支援を必要としている要援護高齢者に逆に支えられる反転もあり得る。つまり、「互いの存在を与え合う関係」になる。こうした互いの存在を生かし、役立たせ合える社会参加の機会を促進する。特に支える側は、要援護高齢者の出来ることを支える姿勢で関わることを意識することが重要である。

V 「互いの存在を与え合う」場づくりから新たな地域づくりに繋ぐ

1. 「互いの存在を与え合える」可能性がある既存の場を生かす

辻（2014）は、千葉県木更津市の宅老所「井戸端げんき」をフィールドワークし³¹⁾、利用者とスタッフの間に明確な境界線がなく、利用者、スタッフ、ボランティアが、共に活動し、楽しさを分かち合えるような介護関係を目指す混在した人間関係の中で、それぞれが役割を見出し、自分らしさを取り戻し、社会的居場所を創造してきたと述べている。多様性のある場の一例として、車椅子で傍若無人な振る舞いで周りから疎まれる元ラーメン屋主人が、若い人から昔の仕事の経験を見込んだ手伝いを頼まれ、面倒を見られているのは本人なのだが、本人は人の面倒を見ている存在として協力し、助けられることで支配されることなく、助けたい気持ちを活かした生きがいになり、その人の安定した様子から周りも「まともな人」と受け入れていった。

妻鹿（2014）は、近さ（親密圏）再編の成功事例として居場所づくり実践事例研究³²⁾で、「利用者とスタッフのボーダーがはっきりしない」というコードを見出した。居場所の利用者の中には、ケアが必要な人も存在するが、ケアはスタッフ（専門職）だけが提供するのではなく、そのときに気づいた人、できる人が提供する。したがって、ボーダーレスな関係性が存在する居場所では、誰が利用者で誰がスタッフなのか区別がつかない。時には支援する側に回ることで、利用者はそこに居場所を見出すことができる」と記した。これは辻（2014）と共通する見解といえる。こうした実践は、富山県「このゆびとーまれ」の小規模多機能デイサービスから広く波及し、近年、こうしたボーダーレスなケアリング（ケアする人とされる人の相互行為）が、小規模多機能施設の実践に散見する。

これらは高齢者同士ではなく、スタッフ等と利用者関係についての事例だが、先述したように、認知症本人と家族による団体のみならず、2014年に認知症当事者自らが政策提言等に取り組む団体を発足し、希望と尊厳をもって生きるための行動がはじまった今日、これまでの検討を踏まえ、本当の意味での権利擁護として「何もできない人」と、無力で受け身な庇護される存在と見られかねない「要援護高齢者」を含む、「互いの存在を与え合える」支え合いの場と空間づくりの可能性を、高齢者に関わる専門職が検討し、住民等多様な人との関与も含め、高齢者同士が相互に人間としての尊厳を護り、生きがいを持ち、より良く生きていくことを支援する体制づくりが必要になる。

こうした支え合いを可能とし得る既存の場の大別として、前述してきたように、①施設専門職やボランティアが関与する小規模多機能施設を中心とする高齢者福祉施設、②社協専門職と地域住民やボランティア等が関与する住民参加型在宅福祉サービス（生活支援等）、小地域福祉活動（地域福祉推進基礎組織[地区社協、自治会福祉部、福祉協力員等]やボランティア・NPO団体等による見守り、配食、外出支援やゴミ出し、サロン等）、ボランティアセンターの活動、③地域包括支援センター専門職と地域住民やボランティア等が関与する生活支援（見守り・配食・外出支援・サロン）、コミュニティカフェ・認知症カフェ、ミニデイサービス、運動・栄養・口腔ケア等の教室、④NPOやボランティア団体による住民参加型在宅福祉サービス、見守り、配食、外出支援やゴミ出し、サロン、コミュニティカフェ、ミニデイサービス、体操等各種教室が考えられる。住民参加型在宅福祉サービスについては、生協や農協によるものもある。その他、サービス付き高齢者住宅等の高齢者居住関係施設、認知症等の当事者団体におけるセルフヘルプ活動や、町内会・自治会、老人クラブ、女性会、公民館の趣味等サークル活動の地域社会資源もあり得る。

2. 場づくりを通して新しい地域づくりへ

先述したように、双方向性に繋がるボーダーレスな関係性が存在する場や、若年認知症の方の主体的な社会参加は見受けられる。また、利用者主体を意識的に職務で実践されている地域包括支援センター、社会福祉協議会、小規模多機能施設の従事者に対し、先述した探索的事例研究の一環とその後の聞き取りからも、職員として要援護者がより良く生きられるよう関わる中、本人から希望が出たり、促したりすることから、事務室の掃除、湯茶入れ、施設の草むしり、話し相手、ボランティアの手伝い、レクで手芸や食事づくり等の特技を活かす等、その職員や支援者が見える範囲で可能な取り組みを提供していた。いずれの取り組みも本人は自己有用感を高め、やりがい生きがいに繋がっていた。

しかし、多くの福祉や介護の現場においては、ICFの視点を認識する専門職でもケアパッケージで既存サービスの当てはめになりやすく、利用者の希望等を受けとめるニーズオリエンテッドが生かされているとは言い切れない現状といえる。ましてや一般的に何らかのサービスを利用している要援護高齢者の家族は、本人がやりたいことを主張したとしても、「周りに迷惑をかける」あるいは「身体が思うよ

うに動かないのだからやめて」等と怪我や事故を心配して本人の希望を閉ざすことが少なくない。社会全般においても概ね要援護高齢者は支援を要する人で、支え手に回るとは認識されていないと思われる。

これまで検討してきたことを踏まえ、今後、超高齢社会において、高齢者が相互に支え合う上で、特に要援護高齢者とともに互いの存在を与え合い支え合う、新たな地域づくりをしていくためには、ソーシャルインクルージョンの理念に依拠し、エンパワメントに着目し、生きる主体として人や社会に役立つとうとする自分もつ力（「弱さの力」）を活かせる社会参加の場と空間（居場所）を日常的で身近な生活環境に創出する必要がある。そのためには各種専門職とともに多様な人たちによる支援体制が重要であり、その支え合い関係の中で互いの尊厳を護り、自己実現とともに相互の「生」を成長させることに繋がると考える。これらを具現化する方法を以下の3点に整理する。

第1は、要援護高齢者が向ける自分を活かせる場をつくることである。特にコミュニティカフェ・認知症カフェや小規模多機能施設におけるデイサービスにその展開の萌芽が見られる。社会資源開発と地域づくりを担うことになる地域包括支援センターや「生活支援コーディネーター」、生活支援の充実を図る社会福祉協議会や「地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）」は、これらの場による活動を探索し、その実践のあり方や方法を検証し、要援護高齢者にとっての有用性を確認することから、既存の居場所づくりをより日常生活圏域において発展的に推進する可能性を検討し促進する必要がある。また、前節で示したその他既存の場の検証も必要である。

第2は、要援護高齢者を支えられる側から見るだけでなく支え手になり得ることを、当事者の思いや実際の双方向性の展開を社会一般に理解してもらい、新たな要援護高齢者に対する価値観を認識する福祉教育の必要性がある。その具体的方法の1つとして、要援護高齢者を支える既存のボランティア団体に協力してもらい、ICFの視点を踏まえ、本人主体の重要性と生活支援の方法を理解するとともに、要援護高齢者と交流する機会をつくる。その際、本人の支援に対する要望だけでなく、自分がしてみたいこと等の社会に役立ちたい希望を聴き、多様なニーズ（本人の求め）を受けとめ、ニードオリエンテッドによる支援のあり方を考える。そして、要援護高齢者が試みたい社会的な営みを具体化出来るように活動の機会を支援する。こうした問題解決型の実践的な体験的学習プログラムを講座として展開する。そして、この機会を通して、高齢者相互のみならず子ども等異世代との支え合いのための新たな社会資源の創出に繋ぐ。また「新しい総合事業」において、既存サービスから地域住民やボランティア等による互助の推進は、各自治体において現時点では進んでおらず、第1と第2の展開により、要援護高齢者自身という当事者の組織化や、その人たちとともに生活支援等の必要な関わりを生み出す人材を育成することは介護保険改正の求めと合致する。

第3は、要援護高齢者が主体的に高齢者相互に行動するとしても、誰かの支援は必要になる。それは関わる人や各種機関・団体の関係者によることも多いと考えられる。こうした要援護高齢者に直接関わり、個別支援と地域支援を支える専門職等への理解と支援方法の人材育成に関する教育も必要になる。特に中核的キーパーソンとなるのは、先述した介護保険における「生活支援コーディネーター」と、地域福祉活動の推進を担う「地域福祉コーディネーター」が想定され、それらの研修に双方向性について取り入れることである。彼らが担うことで、各自治体が地域福祉計画及び地域福祉活動計画や、介護保険事業計画等で推進する包括的なケアの仕組みに取り入れ、地域福祉総合推進体制³³⁾を機能することが出来る。これら3点を展開することから新しい地域づくりとしてのケアリングコミュニティに繋ぐことが可能になると考える。

本研究を踏まえ、この仮説に基づく第1について埼玉県内の現状を調査し、第2について可能な自治体や社会福祉協議会、地域包括支援センターで講座の展開を試み、その妥当性を検証することを今後の課題とする。第3については、「地域福祉コーディネーター」とともに、本年度新規配置され、本来は国の捉える第1層、2層や3層だけでなく、要援護高齢者のごく日常的で身近な生活圏域から関わる必要があると考える「生活支援コーディネーター」について、実態把握から可能性を検討する。そして、地域福祉関係計画策定に携わる自治体や社協の協力をもとに、少しでも地域福祉を基盤とする地域包括ケアシステムの構築に向けた実践展開への反映を試みる。

謝辞

本研究はJSPS科研費15KD03952の助成を受けたものである。

[註]

- 1) 鷺田清一 (2001) 『弱さのちからホスピタブルな光景』講談社。本書の鷺田の表現に「ケアにあたるひとがケアを必要としている人に逆にときにより深くケアされ返す反転」(p.175)がある。本書を通して筆者は「弱さの力」を「互いの存在を与えあう関係」と解している。
- 2) 要援護高齢者は、介護や支援を必要とする軽度から重度を含め全ての人を指すが、本論においては、公的サービスだけでなく多様なサービスが必要とされ、NPOやボランティア等の関わりが期待される支え合い活動への参加を想定する。概ねの対象は、虚弱や軽度の認知症のため日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者で、認知症の日常生活自立度ⅠからⅡb程度、障害高齢者日常生活自立度ランクJ程度、要介護度2程度までを目安として捉える。
- 3) 科学の知が普遍性と理論性と客観性を主張することから、見落とされがちになった現実性こそ、生命現象そのもので、その現実アプローチすることから成り立つ「臨床の知」が有用性である。(中村雄二郎 (1992) 『臨床の知とは何か』岩波書店)
- 4) 「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書」三菱UFJリサーチ&コンサルティング
- 5) 公益財団法人さわやか福祉財団、認定特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会、住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会、特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国農業協同組合中央会、一般社団法人全国老人給食協会、公益財団法人全国老人クラブ連合会、宅老所・グループホーム全国ネットワーク、特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク、一般財団法人長寿社会開発センター、認定特定非営利活動法人日本NPOセンター、日本生活協同組合連合会、一般社団法人シルバーサービス振興会
- 6) 平野隆之 (2014) 「地域の中で進む『社会的孤立』と『高齢者福祉』の課題」『社会福祉研究第119号』公益財団法人鉄道弘済会, 29-37.
- 7) 厚生労働省 (2000) 「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書
- 8) 厚生労働省 (2008) 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書
- 9) 大橋謙策 (2014) 「社会福祉におけるケアの思想とケアリングコミュニティの形成」大橋謙策編著『ケアとコミュニティ福祉・地域・まちづくり』ミネルヴァ書房, 1-21. 地域ニーズをきめ細かく把握し、制度的サービスと近隣住民によるインフォーマルなサービスとを有機的につなげ地域の再生の必要性を、厚労

省2008「地域における『新たな支え合い』を求めて-住民と行政の協働による新しい福祉」で指摘。ケアリングコミュニティに地域を再構築していくためには、行政と住民の協働を媒介する触媒機能であるコミュニティソーシャルワーク機能が求められる。

- 10) 原田正樹 (2014) 「ケアリングコミュニティの構築に向けた地域福祉」大橋謙策編著『ケアとコミュニティ福祉・地域・まちづくり』ミネルヴァ書房, 87-103. 構成要素として、①ケアの当事者性 (エンパワメント)、②地域自立生活支援 (トータルケアシステム)、③参加・協働 (ローカルガバナンス)、④共生社会のケア制度政策 (ソーシャルインクルージョン)、⑤地域経営 (ローカルマネジメント) の5つを整理している。
- 11) 上野谷加代子 (2009) 「共に支え合う仕組みの構築—社会福祉の役割を考える—」『社会福祉研究第104号』財団法人鉄道弘済会, 20-27. 共に支え合う仕組みの構築として、住民自身の運動的参加が必要で、地域の中で住民の主體的な支え合いの活動を再構築する。生活課題に住民自身が気づき、それを共有化する仕組みと学び合える関係、インフォーマルネットワークを基礎に各種専門職によるフォーマルネットワークを機能させる、ガバナンスを創出する福祉自治区 (空間) から新たな公共。
- 12) 妻鹿ふみ子 (2014) 「支え合いの自明性を問う—コミュニティアニズムの視座から—」『日本の地域福祉第27巻』日本地域福祉学会, 41-53.
- 13) 李相侖 (2012) らの「軽度認知障害を有する高齢者を対象とした社会活動の検討」において、軽度認知症外のある高齢者の対人関係と目的をもって行なう趣味・スポーツ等の社会活動に参加することが有益である可能性を示唆。
- 14) 浦光博 (2014) 「孤立を生み出す社会から互いに支え合う社会へ—新たなサポートシステムの構築に向けて—」大橋謙策編著『ケアとコミュニティ福祉・地域・まちづくり』ミネルヴァ書房, 80.
- 15) マルチン・ブーバー (1961) 児島洋訳『人間とは何か』理想社, (1978) 田口義弘訳『我と汝・対話』みすず書房
- 16) 佐藤陽 (2001) 「関係性に着目する青年期における福祉教育実践としての体験学習目的の明確化に関する考察」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報Vol.6』, 114-135.
- 17) 佐藤陽 (2011) 「『支えあい』の福祉体験学習への転換」十文字学園女子大学人間生活学部紀要第9巻, 78-79.
- 18) 地域福祉では住民同士の支え合いを「共助」とするが、介護保険では「共助」は社会保険等を指し、住民同士の支え合いは「互助」としている。本論では制度や報告によるものはその出典の用語で記し、一般的には「互助」とする。
- 19) 筆者はボランティアコーディネーターと福祉活動専門員としてサロン活動の立ち上げから運営、当事者組織化、小地域福祉活動等の場の創出と支援活動に関する16年間にわたる実践による経験知から整理し、厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書、ふれあい福祉財団の「ふれあいの居場所」の知見と、新潟県「地域の茶の間」を援用した新座市北部第二地域福祉推進協議会「まったり木曜日」や須坂市「結の会」等、居場所づくりの実践フィールドワークの検証も活用して効果の整理を試みた。
- 20) アマルティア・セン、後藤玲子 (2008) 『福祉と正義』東京大学出版会、武者小路公秀編著 (2009) 『人間の安全保障 国家中心主義をこえて』ミネルヴァ書房.
- 21) 高木慶子 (2015) 「ケアの現場から見えてくる『人間共生=寄り添い』の意義と必要性」『哲学No.66』日本哲学会編, 29.
- 22) ミルトン・メイヤロフ (1987) 田村真・向野宣之訳『ケアの本質-生きることの意味』ゆみる出版

- 23) 金子郁容 (1992) 『ボランティアもうひとつの情報社会』 岩波書店
- 24) 上野千鶴子 (2008) 「当事者とは誰か?」 上野千鶴子・中西正司編 『ニーズ中心の福祉社会へ』 医学書院,
17. 「当事者」とは、顕在化されたニーズの帰属先としての主体を意味する
- 25) 岡本栄一 (1981) 「ボランティア活動をどうとらえるか」 大阪ボランティア協会編 『ボランティア参加する福祉』 ミネルヴァ書房, 40-44.
- 26) (12) 前掲書
- 27) 小林政吉 (1978) 『ブーバー研究』 創文社
- 28) 浦光博 (2010) 「『孤立』を生み出すメカニズム～社会と心がつくり出す孤立～」 『月間福祉7』, 12-17.
- 29) NHK 「アルツハイマー病 進行をくい止めろ!」 2015年9月8日10:00-10:49総合テレビ 前田栄治氏
東海林幹夫教授
- 30) 佐藤陽 (2014) 課題別研究3 発表「シニア世代と共にコミュニティを拓く～シニアボランティアの育成に向けて～」 日本福祉教育・ボランティア学習学会第20回とうきょう大会,2014年11月9日 日本社会事業大学
- 31) 高橋源一郎・辻信一著 『弱さの思想』 大月書店, 104-124.
- 32) 妻鹿ふみ子 (2014) 「近さ再編の成功事例としての居場所づくり実践—事例研究からの検討—」 日本社会福祉学会第62回秋季大会 11月30日 自由研究報告・地域福祉分科会当日配布資料
- 33) 佐藤陽 (2013) 「埼玉県における地域福祉支援計画の今後のあり方について」 十文字学園女子大学人間生活学部紀要第11巻, 36-37.

